

2026 年度 利用者情報 WG ヒアリングシート（更問）

事業者名：LINE ヤフー株式会社

ご回答にあたっての留意事項

各事業者における考え方や対応状況を比較・整理するため、回答内容の明確性及び具体性を重視しています。設問の趣旨を踏まえ、結論が分かる形で簡潔に記載いただくとともに、必要に応じてその理由や判断根拠も併せてご記載ください。

●回答方法等について

- ・回答は、MS ゴシック、11 ポイントで記載してください。
- ・回答は、設問に対する結論及び概要が分かる形で記載してください。
- ・各設問への回答は、原則として A4 用紙 1 ページ以内（Word 換算）を目安として記載してください。
- ・やむを得ず 1 ページを超える場合は、冒頭に回答の概要（要点）を記載した上で、詳細を記載してください。
- ・プライバシーポリシー等の URL のみを記載する回答や、URL 先の記載内容をそのまま転載するのみの回答はお控えください。
- ・回答に当たりプライバシーポリシー等の関連箇所を示す場合は、掲載箇所の抜粋版を記載し、当該設問への回答の根拠となる部分に下線を付してください。
- ・回答に関連する参考資料がある場合は、回答欄とは別に設けた「参考 URL」欄に記載してください。

●留意事項

- ・回答内容は、比較及び公表を予定しているため、第三者が読んでも理解できるよう、簡潔かつ具体的に記載してください。なお、ご提出いただいた回答は総務省ホームページにおいて参考資料として公表することを予定しているため、公表に支障がある情報を含む場合には、当該箇所をマスキング等した公表用の回答（PDF）を併せてご提出ください。

設問	設問 1-1 利用者情報の取扱取得の場面、取得情報、利用目的 設問 1-2-1 取得情報の加工、分析、利用状況 設問 1-5 非ログイン時に取得した情報のアカウント情報への紐付けの有無、プライバシーポリシー等での記載状況 設問 2-1 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシーでの記載箇所
更問	アカウント非保有だった利用者がアカウント登録を行った場合、当該利用者についてこれまで端末固有 ID や Cookie ID 等を通じて収集されていた情報は、アカウント登録時に紐付けされるのか。その場合、プライバシーポリシーでその旨を記載しているか。
回答	アカウント登録を契機として、当該利用者についてアカウント登録前に端末固有 ID や Cookie ID 等を通じて収集した情報をアカウント登録時に紐付けることはございません。 ただし、 パーソナルデータの活用 の活用例 4 で説明しているように、アカウント登録後に当社施策の範囲内で、お客様の当社サービスのご利用履歴を紐づけて使うことはあり得ます。
参考 URL	https://privacy.lycorp.co.jp/ja/utilization/

設問	設問 1-2-2 青少年等脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮
更問	青少年以外の属性情報を抽出する際の難しさや課題、配慮している点等はあるか。
回答	1-2-2 で記載の取組以外に、ユーザーの年齢に基づき何らかの配慮をする取組は実施しておりません。
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウント非保有者について、端末情報その他の識別子を用いて、当該利用者のデータを蓄積しているか、或いは、プロファイルしているか。その旨をプライバシーポリシー等で説明しているか
回答	アカウント非保有者に対しても弊社 Cookie ID や端末情報に紐付ける形で利用データを蓄積しておりますし、広告配信最適化等の目的のためデモグラ情報や興味関心情報をプロファイルしております。 プライバシーポリシーにおける説明は、データ収集は「3. b サービス利用に関連するパーソナルデータの具体例」、プロファイル作成や広告利用については「4. d. 当社サービスのお客様への最適化の具体例」になります。
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウントを持たないユーザーに対してオーディエンスデータを通じて広告表示がされる際、各社のサービスを直接的に利用していない利用者は、各社のプライバシーポリシーに触れる機会はない。アカウントを持たないユーザーがこのような仕組みを容易に知りうる手段はあるのか。何らかの措置を講じているか。
回答	広告に表示されるインフォメーションアイコンから行動ターゲティング広告に利用されるデータの説明ページやプライバシーポリシーに遷移することができます。
参考 URL	

設問	設問 2-3 プライバシーポリシー等に関する利用者の理解度等の把握情報及び理解の向上に資する取組状況 設問 2-4 利用者情報の取扱いを分かりやすくするための考え方、工夫や対処
更問	プライバシーポリシーの現在の説明内容や利用者への説明手法について、ユーザーに対する効果や理解度をどのように把握し、どのように評価・判断しているのか。
回答	当社ではユーザーの皆様にとってわかりやすく、読みやすく工夫すべく、PIA プロセス等の案件検討の中で、文言や UI/UX 等についても議論しており、また、当該 PIA プロセスには、日頃から社外からの問い合わせに対応している CS 部門や広報部門も関与しています。
参考 URL	

設問	設問 2-5-1 オプトアウト手段の設置状況、設問 2-5-2 オプトアウト設定に関する利用者に対する支援 設問 2-5-3 アカウント登録時のオプトアウト手段の表示、設問 2-6-1 オプトアウトした場合のサービス利用可否 設問 2-6-2 広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い 設問 2-7 オプトアウトに関して利用者が認知しやすくするための工夫
更問	アカウント登録時に、登録後であっても利用者情報の収集・利用についてオプトアウト可能である旨を、プライバシーポリシーでの説明以外で分かりやすく利用者へ通知・説明しているか。
回答	アカウント登録時には、特にそのような通知・説明は行っておりません。
参考 URL	

設問	設問 2-8-1 データポータビリティに関する取組（方法、対象範囲） 設問 2-8-2 利用者から収集した情報をもとに行うプロファイリング等により生成したデータのポータビリティに関する取組
更問	収集情報からの生成情報を持ち出し可能としていないのは何故か。
回答	ユーザーは、「アドパーソナライズセンター」を利用することによって、自身の興味・関心に関連する広告トピック等を確認することが可能（LINE アプリ上の「広告表示に利用するデータの設定」でも一部広告トピックの確認が可能）となっており、更なる施策の検討については現時点では未定です。
参考 URL	

設問	設問 3-1 第三者のウェブサイト等による利用者への同意取得や通知、説明等について、第三者等に対する実施状況の確認や改善指導、対応を行っているか 設問 3-2 第三者のウェブサイト等を経由した情報収集を行っている旨、自社のプライバシーポリシー等で説明しているか。（TikTok 社のみ）
更問	同意取得や通知を行っていない場合、是正措置を要求したケースとして具体的にどのような場合があるか。（趣旨確認） また、是正頻度はどの程度か。
回答	現状把握している限りでは、是正措置を要求したケースはございません。 なお、広告主から通知、同意が必要かといった問い合わせがあった際には必要である旨お伝えしています
参考 URL	

設問	設問 4-1 自社サービスにおける外部送信規律への対応状況 設問 5-3 第三者へ提供しているタグ、情報収集モジュールに関する情報の提供状況（仕様、第三者向けの外部送信規律への対応方法の通知・公表等）
更問	ツール使用者が外部送信規律に容易に対応出来るような情報提供を行っているか（例：Google）。
回答	5-3 に記載したとおり、ツール使用者に適用される規約・ガイドにおいて、送信される情報のデータ項目や当社における利用目的、オプトアウトページ等を明示し情報提供を実施しております。 また、ヘルプページや広告管理ツール内の設定画面などで情報提供を実施しております。
参考 URL	https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044369?language=ja https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044890?language=ja

設問	設問 5-1 第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集・活用の状況（収集する情報、利用目的、収集場面） ①第三者から収集する情報の内容、利用目的、収集場面
更問	メールアドレス、電話番号という個人由来の情報と、クッキーやデバイス ID といったサービスや端末由来の情報の使用方法について、取扱いに違いはあるか。例えば、メールアドレス、電話番号は、提携するパートナー個社との間でのみマッチングさせているが、タグから収集した情報はパートナー企業横断的に使用している、など。
回答	LINE 広告においては、いずれの情報も当社内においては、受領後に社内識別子または広告識別子に置き換えて利用しております。 広告識別子や社内識別子については、広告配信や広告効果計測の目的で第三者提供する場合があります。ツールにより取得したメールアドレスや電話番号は当社側のデータとのマッチング後に削除しますので、第三者提供はしておりません。 なお、LINE ヤフー広告における使用方法についてはいずれの情報も弊社ユーザ ID（YahooID など）または広告用 Cookie に変換した上で利用するため使用方法に大きな違いはありません。ただし広告主から受領したエンドユーザーのメールアドレス、電話番号については弊社ユーザ ID とのマッチング終了後に削除しております。
参考 URL	

設問	設問 5-4 タグ・情報収集モジュール等の外部送信ツールに関するオプトアウト手段の提供状況
更問	ターゲティング広告のオプトアウトは、情報収集自体が停止されることにはならず、広告配信時に活用されないだけか。 (趣旨確認)
回答	ご認識の通りです。 ただし、LINE アプリで取得する位置情報については、以下から収集を停止することができます。 LINE アプリの設定 > プライバシー管理 > 情報の提供 > 位置情報の取得を許可 また、一部のデータについてはターゲティング広告オプトアウトとは別に情報収集自体のオプトアウトを設けているものもあります。
参考 URL	https://accounts.yahoo.co.jp/privacy/optout/location

設問	設問 6-1 AI 技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問 6-2 AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	AI で自動検知しているセンシティブ情報は具体的にどのようなものがあるか。政治的傾向は含まれているか。（趣旨確認）
回答	広告データ利用基準 第 3 章 1. 慎重に扱うべき個人に関するデータを利用したターゲティングの禁止に記載している内容に抵触する恐れのある LY ユーザ行動履歴（ex：宗教、信条に関連する検索クエリや広告クリック情報など）が該当し、政治的傾向も含みます。
参考 URL	https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044262?language=ja

設問	設問 6-1 AI 技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問 6-2 AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	電子メール、メッセージングアプリ、メッセージ機能付きの SNS サービスに組み込まれている AI ツールにおいて、メッセージの内容そのものを AI に読み込ませて処理させているか。また、通信の秘密に該当する情報を活用している場合、利用者の同意を含めてどのように対応しているか。
回答	【Yahoo! メール】 ・ AI 下書き生成 返信文作成の際に、返信元のメール本文を OpenAI 社提供の AI に読み込ませています。 ・ AI なりすまし判定 なりすまし判定を行うメール本文、メールヘッダを OpenAI 社提供の AI に読み込ませています。 どちらも機能利用にあたって OpenAI 社に対してメールデータを送信することは通信の秘密に該当する情報の提供に該当しますが、機能利用開始時の初回に個別同意を取得するため、通信の秘密の侵害には該当しないと判断しています。 【トークルームの Agent i】 トークルームの Agent i については、ユーザーのメッセージの内容を OpenAI 社提供の AI に読み込ませています。機能利用にあたって OpenAI 社に対してメッセージの内容を送信することは通信の秘密に該当する情報の提供に該当しますが、機能利用開始時の初回に個別同意を取得するため、通信の秘密の侵害には該当しないと判断しています。
参考 URL	https://whatsnewmail.yahoo.co.jp/yahoo/20250804a.html https://support.yahoo-net.jp/SaiMail/s/article/H000014972

設問	設問 6-3 AI 技術による不適切なターゲティング広告の排除の状況・実績
更問	詐欺広告以外の排除例にはどのようなものがあるか。 （趣旨確認）
回答	例えば、6-3 の回答に記載した >> ■（広告データ利用基準に違反する）不適切なターゲティング >> 一部のターゲティング機能において、広告主がターゲティングに利用するデータを >> AI（機械判定）も利用して審査を行い、広告データ利用基準違反のデータは >> 使われないようにしています について、検索キーワードを利用したターゲティングにおいて、病名のキーワードを設定した場合には利用不可にするなどの例があります。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	自社が提供する AI システムのトレーニングデータとして、AI サービス以外で収集されている利用者データ（第三者から提供されたものも含む）は活用しているか。活用している場合は、プライバシーポリシー等で説明しているか。（趣旨確認）
回答	AI システムのトレーニングデータとしても、AI サービス以外で収集されている利用者データ（第三者から提供されたものも含む）は活用していません。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	トレーニングデータとして利用者情報を活用している場合、オプトアウトは可能か。（趣旨確認）
回答	AI サービスで収集された利用者データ、AI サービス以外で収集された利用者データともに AI のトレーニングデータとして活用していないため、オプトアウトは特に設けておりません。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	対話型 AI におけるやり取り内容について、広告配信での利用を拒否（オプトアウト）できるのか。（趣旨確認）
回答	6-4 で回答しているとおり、Agent i での過去やり取りに基づき生成される長期メモリデータの広告利用については、今後リリース予定ですが、広告オプトアウトも提供予定です。ただし過去履歴ではなくユーザがいま Agent i でやり取りしている内容に基づいた広告配信においてはオプトアウトの提供予定はございません。
参考 URL	

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	利用者側による対策（オプトアウトツール、デバイス・ブラウザ設定など）が出来ないトラッキング技術としてどのようなツールを使用しているか。 （事務局補足） アドバンスドマッチングやメールアドレスによるマッチング、フィンガープリンティングなどによる利用者プロファイリングは、現時点では利用者側で情報遮断やオプトアウトの対策が取れないが、このような技術（例示した以外の技術を含む）を活用して利用者情報を収集しているか。使用している具体的な手法、技術をご提示いただきたい。
回答	6-5 に記載のツールおよびアップロードオーディエンス（オーディエンスマッチ）が該当するものと理解しております。 6-5 に記載のツールの詳細については、6-5 に記載した URL をご参照ください。 アップロードオーディエンス（オーディエンスマッチ）については、広告主が保有する各種識別子をアップロードいただき、当社のデータとマッチングを行い、マッチングできたデータをオーディエンスリストとして活用できる機能になります。 アドバンスドマッチングやメールアドレスによるマッチングについては広告主側で弊社（LINE ヤフー）への第三者提供同意をユーザから取得いただいた上で送信頂いているため、利用者側で情報遮断やオプトアウトの対策が取れるかどうかは広告主側の対応状況に依存します。 またソフトバンク端末の IP アドレスを利用したリターゲティング機能拡張については、通常のリターゲティング機能同様にオプトアウト機能の対象となっています。
参考 URL	https://www.lycbiz.com/jp/manual/line-ads/tracking_009/?list=7161 https://www.lycbiz.com/jp/manual/line-ads/tracking_010/?list=7161 https://www.lycbiz.com/jp/manual/line-ads/tracking_011/?list=7161

	https://www.lycbiz.com/jp/news/yahoo-ads/20250226/ https://ad-personalize-center.yahoo.co.jp/optout/ads
--	--

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	クッキーの代替技術を使用する際に、利用者情報の不適切な取扱いに繋がらないよう留意している点は何か。
回答	広告主から提供いただく各種ユーザ識別子アップロードについては、広告主側でユーザ同意取得など必要な法対応を促すだけでなく、LINE ヤフーへの提供いただき弊社 ID とマッチング後は削除するなど不適切な取扱いにならないよう留意しております。
参考 URL	

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	サードパーティクッキーの代替技術の使用（ソフトバンク端末の IP アドレスを利用したターゲティング拡張機能）に関し、プライバシーポリシーで具体的な記載を行っていない点について、なぜ記載していないのか理由をご教示いただきたい。 （趣旨確認）
回答	本機能の名称や処理の仕組みをプライバシーポリシーに個別に記載していないのは、同ポリシーでは、個々の広告機能・技術を列挙するのではなく、取得する情報の種類および利用目的を共通的に説明しているためです。 本機能に係る情報の取扱いについては、プライバシーポリシーにおいて、パートナーから取得する情報として「識別子」や「IP アドレス」等を挙げるとともに、これらを当社が保有するパーソナルデータと紐づけ、広告配信に利用することを説明しています。このため、本機能における情報の取得・利用も、当該記載に含まれるものと整理しています。
参考 URL	